

平成 23 年 12月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分	
2	政務調査費補助金支給事業(市政調査研究事業(議会局総務課))			新規	拡大 (継続)
会計区分	款	項	目	所管	
一般会計	1	1	1	議会局 総務部 総務課	
事務事業の位置付け					
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名		
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名		
根拠法令・条例・規則等	地方自治法第100条第14項及び第15項、さいたま市議会政務調査費として交付する額の特例に関する条例				
予算要求事業の概要					
内容	議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し政務調査費を交付します。				
目的・目標	<p><目的> 議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し政務調査費を交付します。</p> <p><目標> 政務調査費の適正な支出及び、用途の透明性の確保を推進します。</p>				
現状と課題	<p><現状(平成23年4月～平成24年3月)> 1 政務調査費補助金 226,800千円 (1) 会派 340,000円又は140,000円(300,000円又は120,000円) (2) 議員 200,000円(180,000円) いずれも一人当たり月額 ()内は特例条例により平成23年4月1日～平成24年3月31日までの適用</p> <p><課題> 政務調査費は、議員の政策形成能力や審議能力の強化に必要な不可欠なものとなっていますが、その用途については適正な支出と用途の透明性の確保が必要であり、今後も一層推進していきます。 議員活動を支える議員報酬のあり方について検討するため、議会内に有識者等による調査機関の設置に向けて協議を進めてまいります。</p>				
今後のスケジュール	・平成24年4月 収支報告書(下期)・実績報告書の提出				

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	「さいたま市議会政務調査費として交付する額の特例に関する条例」が平成24年3月31日まで期間が延長となったため、12月補正にて減額をする必要があります。
	実施義務	根拠法令等 地方自治法第100条第14項及び第15項 さいたま市議会政務調査費として交付する額の特例に関する条例
効果	他市の実施状況	政令市：全市実施 県内他市：全市実施
	対象者	会派及び議員
効果	効果	市政の調査研究に資する。

3 補正前予算と補正予算要求の内容 (単位：千円)

区分	金額	備考
平成23年度	補正前予算	226,800 <積算内訳> 1 政務調査費補助金
	財源内訳	一般財源 226,800
12月補正予算	補正予算要求	△9,600 <積算内訳> 1 政務調査費補助金
	財源内訳	一般財源 9,600
12月補正予算	財政局長査定	△9,600 <積算内訳> 1 政務調査費補助金
	財源内訳	一般財源 9,600
<査定理由> 平成23年9月定例会において議決された「さいたま市議会政務調査費として交付する額の特例に関する条例」の期間延長に伴う減額補正であることから、速やかに対応すべきであると判断し、12月補正予算に計上することとしました。		
12月補正予算	市長査定	△9,600 <積算内訳> 1 政務調査費補助金
	財源内訳	一般財源 9,600
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。		